

議案第100号及び第101号関連資料

明石市立夜間休日応急診療所及び明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- ①名称 明石市立夜間休日応急診療所
所在地 明石市大久保町八木743番地の33
- ②名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
所在地 明石市鷹匠町1番33号

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者となる団体の概要と指定管理者が行う業務内容

	①明石市立夜間休日応急診療所	②明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
団体名	一般社団法人 明石市医師会	一般社団法人 明石市歯科医師会
所在地	明石市大久保町八木743番地の33	明石市大久保町八木743番地の33
設立	昭和22年11月26日 (平成24年一般社団法人へ移行)	昭和30年4月1日 (平成25年一般社団法人へ移行)
団体の主な事業	医道の高揚、公衆衛生の啓発指導、医療の普及充実、医学の振興、訪問看護などに関する事業	歯科に係る医道の高揚、歯科の医学及び医術の進歩、公衆衛生の普及及び向上などに関する事業
指定管理者が行う業務内容	(1) 夜間及び休日における急病者に対する応急的な診療 (2) 施設の利用及びその制限に関すること (3) 使用料等の徴収に関すること (4) 施設及び設備の維持管理に関すること (5) 東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口の運営に関すること。	(1) 一般の歯科診療所での治療が困難な者への歯科治療及び休日における応急の歯科診療等に関すること (2) 施設の利用及びその制限に関すること (3) 使用料等の徴収に関すること (4) 施設及び設備の維持管理に関すること
指定管理料(提案額)	378,917千円/年	128,386千円/年